

# ○鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ・プラザ棟の使用に関する要綱

〔平成16年2月24日〕  
要綱第1号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、廃棄物の減量化・資源化のための研修施設として、リサイクルプラザ・プラザ棟（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

**第2条** 鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例施行規則（以下「規則」という。）第2条に係る使用時間の使用者は、受付簿に必要事項の記載をし、これを使用許可申請に替えるものとする。

2 規則第2条の使用時間を越えて使用する場合は、使用の日の5日前までに使用許可申請書を提出し、管理者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者には、使用許可書を交付する。

(使用の制限)

**第3条** 管理者は、施設を使用しようとする者が、次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は風紀をみだすおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

2 管理者は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、条件を付し、又は使用を制限することができる。

(実費相当額)

**第4条** 第2条第2項の使用者で、宿泊を伴うものについては、別表のとおり実費相当額を徴収する。

2 前項の実費相当額は、使用当日に納付しなければならない。

(原状回復)

**第5条** 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、直ちに設備等を現状に復さなければならない。

(許可の取消し等)

**第6条** 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し、又は変更することが

できる。

- (1) 使用者が、この要綱に違反したとき。
- (2) 第3条第1項に該当する理由が生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 職員の指示に従わなかったとき。
- (5) その他管理者が施設の運営上やむを得ないと認めたとき。

2 前項の取消し又は変更によって使用者に損害が生じることがあっても管理者は、その責を負わない。

(損害賠償)

**第7条** 使用者は、建物及び附属設備を故意又は過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

**第8条** この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年2月24日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

宿 泊 者	実 費 相 当 額
小学生以上、高校生以下	100円
上 記 以 外	300円

# ○鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ・ プラザ棟の使用に関する要領

〔平成22年9月1日〕  
〔告示第6号〕

改正 平成23年11月1日告示第5号

(趣旨)

**第1条** この要領は、鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザ・プラザ棟（以下「プラザ棟」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(宿泊の申込)

**第2条** プラザ棟で宿泊しようとするものは、鳥栖・三養基西部環境施設組合廃棄物処理施設条例施行規則第6条の申請書に併せて鳥栖・三養基西部リサイクルプラザ宿泊申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(宿泊日に関する事項)

**第3条** プラザ棟での宿泊は下記のとおりとする。

- (1) 宿泊とは、午後4時から翌日の午前10時までとする。
- (2) 宿泊ができる日は、祝祭日を除く金曜日、土曜日とする。ただし、学校等の休業中（夏休みのみ）における、児童、生徒の研修については、日曜日、祝祭日及び月曜日を除く火曜日から土曜日とする。

(宿泊できる団体等に関する事項)

**第4条** プラザ棟に宿泊できる者は、環境学習を目的とする。

- (1) 宿泊は、児童又は生徒の団体及び子ども会等の団体で概ね10人以上40人以下とし、その指導者又は引率者とする。
- (2) リサイクルに関する活動をしている団体で概ね10人以上40人以下とする。

(宿泊等に関する事項)

**第5条** プラザ棟で宿泊しようとする者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 宿泊研修の計画表を提出すること。
- (2) 代表者が責任をもって安全を確保すること。
- (3) 火災、盗難の防止及び秩序維持に協力すること。
- (4) アルコール類の持ち込み、飲酒をしないこと。
- (5) 定められた場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (6) 宿泊は、研修室C、研修室Dの和室を使用すること。
- (7) 洗面用具、入浴用具（石鹸は除く。）は、各自準備する。
- (8) 宿泊で使用した部屋や寝具類は、所定の場所に整理整頓し、退出する前に清掃すること。

- (9) 調理室の機器を使用した者等は、所定の場所に整理整頓すること。
- (10) 処理棟への入室は、禁止する。
- (11) 使用者が出したごみは、必ず持ち帰ること。
- (12) その他管理上、係員が行う指示、指導を守ること。

(入浴等に関する事項)

**第6条** プラザ棟で入浴する場合は次の事項を順守しなければならない。

- (1) 入浴時間は午後5時から午後9時までの間とする。
- (2) その他管理上、係員が行う指示、指導を守ること。

(委任)

**第7条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成22年9月1日から施行する。

## 附 則 (平成23年告示第5号)

この告示は、平成23年11月1日から施行する。